四五四〇番一　五号
四五七六番　六号及び七号
四五八四番一　八号
四五八七番一　九号及び十号
四五九四番一　十一号
四五九五番一　十二号及び十三号
四六一二番　十四号及び十五号
四六一三番　十六号
四六二五番　十七号
四六三一番　十八号

字長田

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳詰一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙

字柳詰　四六番二　一号及び十六号
四四番　二号
四〇番　三号から五号まで
四一番　六号
一四九番一六　七号から十号まで
四〇番一　十一号
一四九番一八　十二号
三九番　十三号から十五号まで

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳詰二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙

字柳詰　一五九番地先道路敷　一号
一四九番一二　二号
一四九番一三　三号、八号及び九号
一四九番一四　四号及び七号
一四九番一六　五号及び六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神上川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成三年建設省告示第千五百九十五号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町坂梨

字野林　二一〇三番六　一号、四号及び五号
二一八六番二　二号及び三号
二一八七番一　六号及び七号
二一八七番二　九号
二一八七番三　十号及び十一号
二一八六番一　十二号
二一〇三番五　十三号

字神上　二二三四番　八号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

新所川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野

字新所　一二二二番三　一号
一二二六番地先道路敷　二号
一二二七番二　三号
一二二八番一　四号
一二二七番一　五号
一二二二番二　六号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱七号と八号を平成十三年国土交通省告示第二百五十四号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱七号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野

字新所　一二八六番　七号、九号及び十号
一二八三番一　八号

ハ　次に掲げる土地に存する標柱十一号と十二号を平成十三年国土交通省告示第二百五十四号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号と十三号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱十一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字立野

字新所　一二三九番一　十一号から十三号まで

六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西小園川二

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号三十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西小園

字東荒牧　九〇四番一　一号
字西荒牧　八七五番　二号
八六九番二　三号及び四号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から九号までを順次結んだ線及び標柱五号と九号を昭和四十二年建設省告示第千七百九十一号で指定した同号三十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西小園

字中園　五〇八番　五号
五一二番　六号及び七号
四九三番二　八号
四八九番一　九号

七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西小園川三

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を平成二十五年国土交通省告示第二百四十六号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十二号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市西小園

字中園　四六五番　一号及び二号
四六一番　三号
四五九番　四号
四五八番　五号
五二四番三　六号
五二四番一　七号
五二五番　八号
五一五番　九号
五二九番一　十号
五三一番一　十一号
四四八番一九六　十二号及び十三号
四四八番五　十四号
四五一番一　十五号から十七号まで
四五五番　十八号及び十九号
四五六番一　二十号及び二十一号
四四三番二　二十二号及び二十三号

八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

阿蘇品川一

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号と四号を平成二十五年国土交通省告示第八百八十七号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱四号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町三野

字金山　八五七番二　一号
九一三番一　二号
九一一番二　三号
九一一番三地先道路敷　四号
九一二番二地先道路敷　五号
九一三番二　六号
九一三番三　七号
八五七番三　八号

九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

阿蘇品川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線、標柱八号と九号を平成二十五年国土交通省告示第六百七十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱九号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

熊本県阿蘇市一の宮町三野

字金山　九二八番地先道路敷　一号及び十六号
九二八番地先河川敷　二号
九二六番二地先道路敷　三号
九三三番一地先道路敷　四号
九三三番三　五号
九二五番二　六号
九一七番一　七号